

2025 年 7 月 10 日

お客さま 各位

「手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みのお知らせ

平素より古川信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2021 年 6 月に政府より公表された成長戦略実行計画に「2026 年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれたことを受け、全国銀行協会では電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することを決定しました。

こうした環境を踏まえ、当組合では手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせします。

なお、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として「でんさいライト」（2025 年 11 月開始予定）や「インターネットバンキングサービス」への移行をサポートし、お客さまの業務効率化に向けた取組みを支援してまいります。

1. 当座預金の新規口座開設を停止 <実施日：2024 年 10 月 1 日（火）>

- ・新規口座開設を停止しております。既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。
- ・事業性資金にかかる新たな預金口座の開設につきましては、「普通預金」または「無利息型普通預金」をご利用ください。

2. 当座預金の払戻請求書（出金票）による払戻しの新設 <実施日：2025 年 7 月 10 日（木）>

- ・払戻請求書（出金票）による当座預金からの払戻しの取扱いを開始します。
- ・お取引店の店頭において、当組合所定の払戻請求書（出金票）へ記名押印のうえ、当座勘定入金帳^{※1}をご提出^{※2}いただくことで、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。
- ・払戻しに際して当組合所定の本人確認書類のご提出を求めることがあります。
- ・保有されているお手元の小切手帳につきましては、引き続きご利用いただけます。

※1：当座勘定入金帳は現在利用中のものに限りです。

※2：当座勘定入金帳をご提出いただけない場合は取引を行うことはできません。

3. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の取立受付終了 <終了日：2025 年 12 月 30 日（火）>

- ・2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）につきましては、期日管理を伴う代金取立の受付を終了します。

4. 手形帳・小切手帳の発行申込の受付終了 <終了日：2025 年 12 月 30 日（火）>

- ・ご利用中の当座預金を対象に、手形・小切手帳の発行受付を終了します。
- ・約束手形・為替手形・小切手・自己宛小切手が対象です。
- ・保有されているお手元の手形帳・小切手帳につきましては、引き続きご利用いただけます。

以上